令和７年度　第６回総会

議　事　録

堺 市 農 業 委 員 会

１　開催日時及び場所

日　時　令和７年９月４日（木）午後１時３０分から午後１時５０分

場　所　堺市役所高層館１２階農業委員室

２　委員数

（１）現在総数　１４人

（２）出席委員　１３人

今　野　正　章	辻　千　太　郎	小　谷　信　江
以　倉　孝　弘	柳　下　清　隆	寺　島　あつ子
霜　野　市　和	谷　野　保　博	山　﨑　勝　喜
北　尻　芳　孝	奥　野　正　作	田　中　正　剛
松　本　智恵子		

（３）欠席委員　１人

田　中　　宏

（４）農地利用最適化推進委員の出席　１１人

小　林　義　博	井　上　和　夫	数　田　清　文
中　尾　美　昭	高　岡　一　平	塔　本　順　一
松　下　孝　彦	岸　田　勝　夫	田　中　利　幸
岡　所　次　郎	登り山　正　嗣	

（５）欠席委員　２人

光　田　裕　次　　北　條　一　宜

３　議事説明員

農業委員会事務局

事　務　局　長	小　走　伸　吾
事務局次長	左　手　憲　一
主　　幹	山　本　幸　夫
	八　木　祐　樹

４　付議事項

議案第２２号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２３号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第２４号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第２５号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第２６号　農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第２７号　農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第２８号　農地法第５条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第２９号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の報告について

報告第３０号　生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について

報告第３１号　農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

報告第３２号　地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について

５　会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長　ただいまから令和７年度第６回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において今野正章委員、寺島あつ子委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局　出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、１４名中１３名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は１１名の出席をいただいております。以上でございます。

議長　これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」から報告第３２号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計１１件であります。

それではまず、議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第１９号から第２２号をご説明いたします。

まず、受付番号第１９号は、申請地が中区平井で生産緑地地区内にあり周辺は道路、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田１筆、面積は２５３平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第２０号は、申請地が中区見野山で市街化調整区域内にあり周辺は里道及び畑に囲まれており、地目は畑１筆、面積は６６１平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第２１号は、申請地が東区八下町２丁で市街化調整区域内にあり周辺は里道、水路、及び田に囲まれており、地目は田２筆、面積は合計１，２１５平方メートルで現在水稲、保全管理中のハウス状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第２２号は、申請地が美原区阿弥で生産緑地地区内にあり周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田畑２筆、面積は合計４７５平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上４件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第３条第２項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第２３号「農地法第４条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第３号をご説明いたします。

受付番号第３号は、自己転用するものです。申請人は北区中百舌鳥町２丁に居住する方で、申請地は南区豊田の田１筆、面積は４４５平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地に隣接する住宅に家族で居住する計画があり、また申請者は本家筋にあたり定期的に親戚が来客することから、自家用車及び親戚の車両の置場が緊急に必要となったため、申請地を転用し住宅敷地の拡張を行うものです。

申請は令和７年８月１９日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第４４条第１号に該当し、第３種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砕石舗装による自然浸透及び傾斜により北側新設Ｕ字溝から西側公共下水道に排水する計画です。敷地の東側と北側にはブロック及びフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第６号をご説明いたします。

受付番号第６号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は南

区槇塚台２丁で土木建設工事業を営む法人で、申請地は南区豊田の田１筆、面積は、１，２７９平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している資材置場が事業拡大により手狭となったため、事業所に近い申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和７年８月２１日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第４３条第１号に該当し、第３種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にＵ型側溝を設置し、北側既設側溝から雨水管に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック２段積みのうえ、フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第２５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第６号と第７号をご説明いたします。

まず、受付番号第６号は、相続人は中区深阪６丁に居住する農業者

兼会社役員で、申請地は中区深阪１丁及び３丁の田畑２筆、面積は合計９３７平方メートルのうち８５３平方メートル、現在水稲の状態です。

次に、受付番号第７号は、相続人は北区百舌鳥赤畑町５丁に居住する農業者兼会社役員で、申請地は北区百舌鳥梅北町３丁及び百舌鳥赤畑町５丁の田４筆、面積は合計２，８５０平方メートル、現在うね、野菜及び水稲の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第２６号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第２６号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第１５号から第１９号をご説明いたします。

まず、受付番号第１５号は、申請地は東区日置荘原寺町の田３筆、面積は合計１，７１１平方メートルで、現在水稲の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ５年、農地中間管理機構から転借人へ５年です。

次に、受付番号第１６号は、申請地は東区高松の田２筆、面積は合計７８９平方メートルで、現在水稲の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ５年、農地中間管理機構から転借人へ５年です。

次に、受付番号第１７号は、申請地は東区日置荘原寺町の田１筆、面積は１，０７１平方メートルで、現在水稲の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ５年、農地中間管理機構から転借人へ５年です。

次に、受付番号第１８号は、申請地は北区中村町の田３筆、面積は合計６１１平方メートルで、現在野菜及び水稲の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ５年、農地中間管理機構から転借人へ５年です。

次に、受付番号第１９号は、申請地は中区上之の田２筆、面積は合計１，２２８平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ５年、農地中間管理機構から転借人へ１年６ヵ月です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第２７号「農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第３２号「地域計画の変更

案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計６件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは報告第２７号「農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第３２号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計６件を一括してご説明いたします。

まず、報告第２７号「農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は１０件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第２８号「農地法第５条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は７件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第２９号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の報告について」は２件ございました。まず、受付番号第３号は申請地が東区丈六の田１筆、面積は１，６５２平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第４号は申請地が中区陶器北の畑３筆、面積は合計１，３２７平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第３０号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は１件ございました。受付番号第１２号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第３１号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は１件ございました。受付番号第１３号は、申請地が南区片蔵の田１筆、面積は６２平方メート

ル、現況は住宅、経過年数は７０年以上で、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第３２号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は１件ございました。

受付番号３－１、太平寺農空間保全地域を除く西区、並びに受付番号３－２、鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く南区の合計２地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ等により開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、受付番号３－１、太平寺農空間保全地域を除く西区は、新たな耕作者の位置づけに伴い地域計画に変更を加えるもの、また、受付番号３－２、鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く南区は、農地法第４条又は同法第５条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和７年８月８日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和７年度第６回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結　果)	(賛否数)
○ 議案第２２号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第２３号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第２４号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第２５号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第２６号	原案のとおり可決	全会一致
○ 報告第２７号	承認	全会一致
○ 報告第２８号	承認	全会一致
○ 報告第２９号	承認	全会一致
○ 報告第３０号	承認	全会一致
○ 報告第３１号	承認	全会一致
○ 報告第３２号	承認	全会一致

署名委員

会　長	北原芳彦
委　員	寺島あつ子
委　員	今野正章